

1 学校の教育課程

(2) 学習指導要領改訂について

学習指導要領改訂の 趣旨

新しい時代に子どもたちに必要となる資質・能力を確実に育み、知・徳・体にわたる「生きる力」を育てるため、「何のために学ぶのか」という本質的な学習の意義を共有しながら、教科等の目標や内容が、

- 1 生きて働く「知識及び技能」の習得
- 2 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成
- 3 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の三つの柱に基づいて整理されている。

……【何ができるようになるか】

新しい時代に必要となる教科・科目等の新設や目標・内容が見直され、小学校3・4学年の外国語活動や5・6学年の外国語の教科化、プログラミング教育、道徳科等について改善が図られた。高等学校では教科「理数」や科目「公共」等が新設された。全体を通して、学習内容の削減は行われていない。

……【何を学ぶか】

生きて働く知識及び技能の習得等、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められている。

……【どのように学ぶか】

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教科等横断的な教育課程や各学校段階の接続を踏まえた教育課程の編成も大切にするよう方向付けられた。

実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりである。

	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	全面実施					
小学校	移行期間	全面実施				
中学校	移行期間		全面実施			
高等学校	移行期間			年次進行で実施		

幼稚園は平成30年度から全面実施。小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となり、高等学校は令和4年度から年次進行で実施となっている（特別支援学校においてはそれぞれの該当部に準じる）。

移行期間の教育課程

新学習指導要領全面実施前の移行期間には、指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合等は、積極的に新学習指導要領による取組ができる。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの資質・能力をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導するようにする（「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要」参照のこと）。

【高等学校】

(1) 総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。

(2) 各教科等

① 総合的な探究の時間及び特別活動

- ・総合的な探究の時間→従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領による。
- ・特別活動→新高等学校学習指導要領による。

② 指導内容の変更などにより特例を定める教科

- ・地理歴史、公民→新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
- ・家庭→新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

③ 新高等学校学習指導要領によることができることとする教科

- ・保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術→新高等学校学習指導要領によることができる。
- ※福祉には、科目「福祉情報」を加える。

(注) 特例の適用時期及び対象について

移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。

ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、家庭に関する特例については平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。

高大接続改革

変化の激しい時代において、新たな価値を創造していく力を育成するために、文部科学省は、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の三者の一体的な改革を進めることが極めて重要であるとし、高大接続改革の取組を進めている。

大学入学者選抜改革については、大学入試センター試験に代わるテストとして、令和3年度から「大学入学共通テスト」を実施している。令和6年5月に「令和7年度大学入学者選抜実施要項」が発出され、新学習指導要領に対応した大学入学共通テストや各大学で選抜が実施される予定である。